平成２６年（再イ）第３号

香川県坂出市西庄町379番地１　グリーンブリッサ204号室

再生債務者　高尾　佳子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年２月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年２月20日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（再イ）第１３０号

埼玉県川口市新井町27番８号　グロースリング301号

再生債務者　岩岡　　稔

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年２月20日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１１号

長野県諏訪郡富士見町富士見1617番地１

再生債務者　小野　多尉

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年２月20日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（再イ）第５０号

大阪府泉南郡熊取町小垣内３丁目10番６号

再生債務者　鈴木　　彰

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年２月20日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第３号

山口県萩市大字椿3242番地３

再生債務者　溝部　美佳

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年２月20日　　山口地方裁判所萩支部

首都高速道路工事一部完了公告

首都高速道路株式会社において実施中の首都高速道路の工事が下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 27 年３月５日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

記

１⑴路　　線　　名　都道首都高速目黒板橋線

⑵工事の区間　東京都目黒区青葉台四丁目から同都渋谷区本町三丁目まで

⑶工事の種類　新設工事

⑷工事完了の日　平成27年３月６日

２⑴路　　線　　名　都道首都高速品川目黒線

⑵工事の区間　東京都品川区八潮三丁目から同都目黒区青葉台四丁目まで

⑶工事の種類　新設工事

⑷工事完了の日　平成27年３月６日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成26年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成27年３月７日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 27 年３月５日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

記

１　記〔１〕中⑶③を⑶④とし、⑰から⑶②までを一号ずつ繰り下げ、⑰として次を加える。

⑰　都道首都高速品川目黒線

２　記〔４〕一．⑶ロの表を次のとおり改める。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年３月31日まで	平成28年４月１日以降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6km	0円	190.47円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5km	0円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。	4.1km	380.95円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	4.1km	0円	380.95円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。	7.6km	238.09円	238.09円
首都高速道路の路線名中、㉔、㉕及び㉛から㉞の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目又は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（大師出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、㉔、㉕及び㉛から㉞の路線における各出入口等〔川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕を除く。〕まで。	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から首都高速道路の路線名中、㉔、㉕及び㉛から㉞の路線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6.0km超 12.0km以下	238.09円	238.09円
	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円